

**サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアムにおける  
情報の取扱いに関する規則**

1. 総会は、原則として非公開とする。
2. 総会の議事要旨及び議事録については、終了後速やかに事務局が作成する。
3. 総会の資料並びに議事要旨及び議事録その他の関係資料（以下「総会資料等」という。）は、原則として、コンソーシアムの会員及びオブザーバー（以下「会員等」という。）に限り共有する。
4. 会員等は、会員等に限って共有された情報に関しては、文書その他のいかなる方法によるかを問わず、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。これは、会員等のコンソーシアム退会後及びコンソーシアム解散後においても同様とする。
5. 1. 3. 及び 4. の規定にかかわらず、個別の事情に応じて、総会の運営方法、総会資料等の取扱いその他の事項についての判断は、運営委員会に一任するものとする。
6. 本規則に定めるもののほか、運営委員会及びワーキング・グループにおける情報の取扱いについては、それぞれの会議規則において定める。
7. 本規則は、運営委員会の決議により改正することができる。

以上